

水痘ワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種

10月1日から水痘^{すいとう}ワクチン、高齢者用肺炎球菌^{はいえんきゅうきん}ワクチンの予防接種が任意接種から定期接種となります。

■水痘ワクチン

対象・接種回数・間隔

対象者	任意接種した回数	今後の定期接種	
		回数	接種方法
満1歳以上 3歳未満	0回	2回	3カ月以上の間隔で接種 標準的な接種間隔 1回目＝生後12～15カ月の間 2回目＝1回目接種後6～12カ月の間 ※2回目の接種日に3歳以上である場合は、2回目は定期接種の対象外
	1回	1回	1回目の接種から3カ月以上の間隔を空けて接種 ※ただし、3歳を過ぎた場合は接種しない
	2回(3カ月未満の間隔)		
2回(3カ月以上の間隔)	0回	2回接種が完了しているため、今後は接種不要	
満3歳以上 5歳未満	0回	1回	経過措置のため、平成27年3月31日までに接種してください
	1回以上	0回	定期接種の対象外

※対象者には9月上旬に案内を送付しています。

※既に水痘にかかったことがある方は対象外

満3歳以上5歳未満の方については、経過措置により今年度のみ対象となります。

接種期間 10月1日(水)～ ※9月16日(火)より予約開始

自己負担額 無料

持ち物 ▷土岐市に住民票があることを確認できる健康保険証、福祉医療費受給者証など
▷母子健康手帳 (必ずお持ちください)



■高齢者用肺炎球菌ワクチン

対象

①今年度中に下記の年齢になる方 (9月上旬に接種券を送付しています)

65歳 (昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ)	70歳 (昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれ)
75歳 (昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれ)	80歳 (昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれ)
85歳 (昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生まれ)	90歳 (大正13年4月2日～大正14年4月1日生まれ)
95歳 (大正8年4月2日～大正9年4月1日生まれ)	100歳以上 (大正4年4月1日以前の生まれ)

②接種日に満60歳以上65歳未満の方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある方。接種を希望する方は接種券を発券しますので、障害者手帳、医師の意見書などをお持ちの上、保健センターまでお越しください。

※①、②共に、既に肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)の接種をしたことがある方は対象外です。

接種期間 10月1日(水)～平成27年3月31日(火) ※9月16日(火)より予約開始

接種回数 1回

自己負担額 2,700円

※生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付を受けている方は接種料金が免除されますので、福祉課で証明書の交付を受け、医療機関に提出してください。

持ち物 接種券、土岐市に住民票があることを確認できる健康保険証、運転免許証など

〈共通事項〉

市の指定する医療機関へ電話で予約の上、お出掛けください。接種が受けられる医療機関は、9月上旬に送付した案内か、市ホームページでご確認ください。

問 保健センター (☎552010)